

議案第29号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の46の項金額（1件につき）の欄第1号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関」に、「又は法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関」を「若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「場合」を「場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合」に改め、同号ア（エ）中「に相当する」を「と同一の」に改め、同号イ（ウ）b（c）を次のように改める。

- （c）非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i ii に掲げる審査以外の審査床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、

それぞれ次に定める額

- (i) 300平方メートル以内のもの 264,300円
 - (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 420,900円
 - (iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 598,800円
 - (iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 734,300円
 - (v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 865,500円
 - (vi) 25,000平方メートルを超えるもの 987,800円
- ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準
(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査
床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (i) 300平方メートル以内のもの 105,500円
 - (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 176,500円
 - (iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 285,600円

- 円
- (iv) 5,000平方メートルを
 超え10,000平方メートル
 以内のもの 372,800
 円
- (v) 10,000平方メートル
 を超え25,000平方メート
 ル以内のもの 448,000
 円
- (vi) 25,000平方メートル
 を超えるもの 525,500
 円

別表第2の46の項金額（1件につき）の欄第1号イ（エ）を次のように改める。

- (エ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の
 区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a (ウ) b (c) i に掲げる審査
 床面積の合計について、(ウ)
 b (c) i に掲げる面積の区分に
 応じ、それぞれ(ウ) b (c) i
 に定める額と同一の額
- b (ウ) b (c) ii に掲げる審査
 床面積の合計について、(ウ)
 b (c) ii に掲げる面積の区分に
 応じ、それぞれ(ウ) b (c) ii
 に定める額と同一の額

別表第2の50の項金額（1件につき）の欄第1号中「関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは」を「関し、」に、「登録住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法」に、「これらの」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定又はこれらの」に改め、同項を同表53の項とし、同表49の項金額（1件につき）の欄中「48の項」を「51の項」に改め、同項を同表52の項とし、同表48の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項金額（1件につき）の欄第

1号ア中「関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは」を「関し、」に、「登録住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「同法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、同号イ（ウ） a 中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ（1）」を「第10条第1号イ（1）」に改め、同号イ（ウ） b 中「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改め、同項を同表51の項とし、同項の前に次の3項を加える。

48	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの用途（以下「工場等の用途」という。） 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,100円</p> <p>b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 123,200円</p> <p>c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 182,200円</p> <p>d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 225,000円</p> <p>e 25,000平方メートル以上 278,300円</p>
----	---	--------------------------	--

円

(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 444,700円

b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 634,600円

c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 781,600円

d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 923,800円

e 25,000平方メートル以上 1,053,800円

円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 45,700円

b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,100円

c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 173,300円

d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 215,300円

e 25,000平方メートル以上 267,000円

円

(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 176,500円

b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 285,600円

c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 372,800円

d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 448,000円

e 25,000平方メートル以上 525,500円

			<p style="text-align: center;">円</p> <p>(2) 一次エネルギー消費量の算定対象となる部分を有しない建築物 非住宅部分の床面積の合計について、(1)イ(ア)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(1)イ(ア)に定める額と同一の額</p>
49	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料	48の項金額(1件につき)の欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。
50	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関するものであることについての証明の申請に	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	48の項金額(1件につき)の欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新居浜市建築関係手数料条例別表第2の46の項、47の項及び51の項から53の項までの規定の適用については、この条例の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により交付された書面又は当該登録建築物調査機関により行われた技術的審査は、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により交付された書面又は当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関により行われた技術的審査とみなす。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定事務等に係る手数料を徴収するため、及び引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。